

令和4年3月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(行ウ)第115号 世田谷区便乗給食違法確認請求事件

口頭弁論終結日 令和4年1月12日

判 決

5

原 告

東京都世田谷区世田谷4-21-27

被 告

世田谷区教育委員会

同代表者教育長

渡 部 理 枝

同訴訟代理人弁護士

橋 本 勇

同訴訟復代理人弁護士

羽 根 一 成

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告が、東京都世田谷区（以下「世田谷区」という。）における区立の小学校（以下「区立小学校」という。）及び中学校（以下「区立中学校」といい、区立小学校と併せて「区立学校」という。）に勤務する教職員その他の学校職員（校長、副校長、教諭、栄養士、事務職員、学校主事その他の者で、学校に勤務するもの又は学校運営に係る業務に従事するもの（委託事業者の従業員を含む。）。以下「教職員等」という。）であって学校給食（学校給食法（以下「給食法」という。）3条1項に定めるもの。以下、単に「給食」という。）に相当する飲食物（以下「特例給食」という。）の提供を受けるもの（ただし、給食指導（正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナー等について行われる給食の準備から片付けまでの一連の指導。以下同じ。）を行う教職員等（以下「給食指導教職員等」という。）を除く。以

下、これらの者を「本件教職員等」という。)から特例給食に要する人件費及び光熱水費(以下、これらを併せて「本件諸経費」という。)の徴収を怠っていること(以下「本件不徴収事実」という。)が違法であることを確認する。

第2 事案の概要

5 本件は、世田谷区の住民である原告が、区立学校における給食の実施に要する経費(以下、単に「給食費」ということがある。)の徴収に関する事務について世田谷区長から権限の委任を受けた被告において、本件教職員等から本件諸経費を徴収することを怠っていること(本件不徴収事実)により、地方公務員である本件教職員等に対し、本件諸経費の負担なしに特例給食が提供されているところ、これは、条例に基づかないで地方公務員に対して有価物を支給していることに当たり、給与条例主義(地方公務員法(以下「地公法」という。)25条1項)に反すると主張して、本件不徴収事実が違法であることの確認を求める事案である。

1 関係法令等の定め

(1) 地公法の定め

15 ア 地公法24条5項は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める旨を定める。

イ 地公法25条1項は、職員の給与は、地公法24条5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならないが、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない旨を定める。

(2) 給食法及び学校給食法施行令(以下「給食法施行令」という。)の定め

20 ア 給食法1条は、この法律は、給食が児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、給食及び給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする旨を定める。

25 イ 給食法2条は、給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校(学校教育法に

規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。)における教育の目的を実現するために、①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること(1号)、②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと(2号)、③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと(3号)、④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと(4号)、⑤食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと(5号)、⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること(6号)並びに⑦食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと(7号)という目標が達成されるよう努めなければならない旨を定める。

ウ 給食法5条は、国及び地方公共団体は、給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない旨を定める。

エ(ア) 給食法11条1項は、給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費(以下「施設設備費」という。)並びに給食の運営に要する経費(以下「給食運営費」という。)のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする旨を定め、同条2項は、同条1項に規定する経費以外の給食に要する経費は、給食を受ける児童生徒の保護者(学校教育法16条に定める者をいう。以下同じ。)の負担とする旨を定める。

(イ) 給食法施行令2条は、給食運営費のうち、学校教育法11条1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費について、義務教育諸学校において給食に従事する職員に要する給与その他の人件費(給食法施行令2条1号。以下、単に「人件費」という。)並びに給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費(同条2号。以下、単に「修繕費」という。)とする旨を定める。

(3) 給食に要する経費の負担に関する関連通達の定め

文部省体育局（当時）が昭和48年6月に発出した「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」と題する通達（以下「関連通達」という。）によれば、給食に要する経費の負担については、施設設備費及び人件費を保護者の負担に転嫁することのないよう給食費の保護者負担の適正化に努めるとともに、光熱水費については学校の設置者の負担とすることが望ましいとされている（乙6）。

(4) 世田谷区立学校給食調理場設置条例（以下「調理場設置条例」という。）の定め

調理場設置条例は、区立学校において実施する給食の調理等の業務を効果的かつ能率的に処理する施設として、世田谷区立学校給食調理場（以下、単に「調理場」という。）を設置する旨及び調理場は区立学校の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な業務行う旨を定める（乙1）。

(5) 世田谷区学校給食費に関する規則（以下「給食費規則」という。）の定め（乙2）

ア 給食費規則3条及び別表（同条関係）は、1食当たりの給食費の額（以下「単位給食費」という。）について、以下のとおりとする旨を定める。

区分	単位給食費
1 小学校の第1学年及び第2学年の給食の提供を受ける児童	244円
2 小学校の第3学年及び第4学年の給食の提供を受ける児童	272円
3 小学校の第5学年及び第6学年の給食の提供を受ける児童	294円
4 調理場で調理した給食の提供を受ける中学校の生徒	313円
5 前項の生徒以外の給食の提供を受ける中学校の生徒	337円

イ 給食費規則4条1項は、給食の提供を受ける児童生徒の保護者等は、原則として、毎月末日までに給食費を納付しなければならない旨を定める。

ウ 給食費規則6条は、上記ア及びイの各規定は、児童生徒以外の者のうち給食に相当する飲食物（特例給食）の提供を受ける者として教育委員会（被告）が相当と認めたものについて準用する旨を定める。

(6) 世田谷区学校給食費に関する要綱（以下「給食費要綱」という。）の定め（乙3、

10)

ア 給食費要綱3条1項は、給食費の納付月額について、4月から7月まで及び9月から1月までの各月（以下「4月-1月期間」という。）においては単位給食費に17を乗じた額（ただし、世田谷区立三宿中学校夜間学級（以下「三宿夜間」という。）については単位給食費に18を乗じた額）、2月においては単位給食費に年間給食提供予定日数を乗じた額から4月-1月期間の納付月額の合計を控除した額と単位給食費に17を乗じた額（ただし、三宿夜間については単位給食費に18を乗じた額）とのいずれか小さい方の額、3月においては、単位給食費に年間給食提供予定日数を乗じた額から4月-1月期間の納付月額及び2月の納付月額の合計を控除した額とする旨を定める。

イ 給食費要綱3条3項は、上記アの規定は、特例給食の提供を受ける教職員等に準用することとし、この場合において、特例給食の提供を受ける教職員等に係る納付月額は、単位給食費の額を337円（ただし、区立小学校において特例給食の提供を受ける場合にあつては294円、調理場において調理した給食を提供する区立中学校において特例給食の提供を受ける場合にあつては313円）として算出するものとする旨を定める。

ウ 給食費要綱2条の2は、①教職員等（1項）、②児童生徒の保護者、地域住民その他の学校関係者で、地域・学校との連携を図るための事業に参加するもの並びに被告その他の者が行う学校視察に参加するもの（2項）並びに③これらの者のほか、被告が特に必要があると認めた者（3項）を給食費規則6条に規定する児童生徒以外の者のうち特例給食の提供を受ける者として被告が相当と認めたもの（前記(5)ウ）とする旨を定める。なお、同条は、令和3年3月9日の改正により新設された条項である（弁論の全趣旨）。

(7) 世田谷区学校給食費等事務取扱マニュアル（以下「給食費マニュアル」という。）の記載（乙8）

給食費マニュアルは、①常勤教職員及び給食指導に関わる非常勤教職員等並びに

②給食指導に関わらない非常勤教職員等（ただし、原則として給食の時間をまたいで勤務する教職員を対象とする。）が給食費規則6条に規定する児童生徒以外の者のうち特例給食の提供を受ける者として被告が相当と認めたものであることを前提に、①の教職員等から徴収すべき特例給食に要する経費の調整に関する事項や②の教職員等に対する特例給食の提供の開始に必要な手続等について定める。

2 前提事実（括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実並びに当事者間に争いがない事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、世田谷区の住民である。

イ 被告は、世田谷区が処理する教育に関する事務のうち給食に関すること等を管理し、執行する立場にあるとともに（地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条11号）、地方自治法180条の2に基づき、世田谷区長から、給食費の徴収に関する事務について権限の委任を受けたものであり（世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則2条6号。乙7）、同権限には、特例給食に要する経費を本件教職員等から徴収する権限も含まれる。

ウ 給食費規則、給食費要綱及び給食費マニュアルは、いずれも被告が制定したものである。

(2) 被告が本件教職員等から徴収している特例給食に要する経費

被告は、給食費規則6条、3条、給食費要綱3条3項に基づき本件教職員等から特例給食に要する経費を徴収しているところ、同経費の額は、本件教職員等の勤務先の区立学校において給食の提供を受ける児童生徒の保護者が負担する給食費と同額（なお、区立小学校に勤務する者については、小学校の第5学年及び第6学年の給食の提供を受ける児童の保護者の負担する額と同額。以下同じ。）であり、本件諸経費を含んでいない（弁論の全趣旨）。

(3) 本件訴えに先立つ住民監査請求手続（以下「本件住民監査手続」という。）

ア 原告は、世田谷区監査委員に対し、令和3年1月7日付けで世田谷区職員措置請求書と題する書面（以下「本件住民監査請求書」という。）を提出し、住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）をしたところ、本件住民監査請求書の「1 請求の要旨」欄には、被告が本件教職員等から本件諸経費を徴収することを怠っている場合には、速やかに本件諸経費の金額を算出し、これを本件教職員等から徴収することを求める旨の記載（「2）監査を求める内容」の②）、本件諸経費の金額等の計算が困難な場合には、街の定食屋、スーパー等の弁当等の価格を参考に、100円から180円程度を本件諸経費として本件教職員等から徴収することを求める旨の記載（「2）監査を求める内容」の③）等がある（甲1）。

イ 世田谷区監査委員は、本件住民監査請求における監査対象事項について、被告において本件教職員等から徴収する特例給食に要する経費に本件諸経費が含まれていないことが違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実にあたるか否かであると特定し、監査対象部を被告の事務局とした上で監査を行い、令和3年2月24日付けで、本件住民監査請求は理由がないとして、これを棄却する旨の決定をし、原告に対し、その頃、その旨を通知した（甲1）。

(4) 本件訴えの提起

原告は、令和3年3月24日、本件不徴収事実の違法確認を求めて本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 争点

本件の争点は、①本件訴えにおける違法の確認を求める対象（本件不徴収事実）は怠る事実として特定されているか（本案前の争点）及び②本件不徴収事実は違法であるといえるか（本案の争点）である。

4 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点①（本件不徴収事実は怠る事実として特定されているか）について
（原告の主張）

本件訴えは、違法の確認を求める対象を特定してされたものであり、適法である。

(被告の主張)

5 本件不徴収事実は、怠る事実の相手方（本件教職員等）の点でも、徴収を怠っているとする本件諸経費の額の点でも特定を欠いているから、仮に認容判決があったとしても、被告において、同認容判決に従って、本件教職員等から本件諸経費を徴収することができない。

したがって、本件訴えは、違法の確認を求める対象を特定しないものであるから、不適法である。

(2) 争点②（本件不徴収事実は違法であるといえるか）について

10 (原告の主張)

ア 特例給食に要する経費は、本件教職員等が勤務する区立学校において提供される給食の調理方式によって異なるところ、大人が喫食する給食の量が勤務先によって異なるはずがないし、児童生徒と同じであるはずもないので、特例給食に要する経費の定め方は不合理である。

15 イ 特例給食の提供には本件諸経費も当然に要するのであり、その額を算定することが面倒であるからといって本件諸経費を本件教職員等から徴収しないことは違法である。民間における平均値や世田谷区の職員食堂の定食の単価等を活用するなど幾らでも計算方法はあるのであるから、いつまでも改善せず、放置していることは悪質である。

20 ウ そうすると、被告において、本件教職員等に対し、本件諸経費を徴収することなく、特例給食を提供することは、地方公務員である本件教職員等に対して条例に基づかずに有価物を支給することを意味し、給与条例主義に反する。

エ したがって、本件不徴収事実は違法である。

(被告の主張)

25 ア 本件教職員等が特例給食の提供を受ける者として相当と認められているのは、児童生徒と一緒に給食を喫食する教職員等は当然として、同じ学校に勤務する教

職員等が同じ食事を喫食することが給食法2条所定の給食の目的を達成することに寄与する面があるからであり、特例給食に要する経費として徴収される額が給食の提供を受ける児童生徒の保護者が負担する給食費と同額とされているのは、その額が児童生徒と同等の給食の提供を受ける対価として相当であるからである。

イ また、本件教職員等に特例給食を提供しないとしても、そのことにより人件費が減少することはないし、光熱水費に有意な差が生ずることもない。また、特例給食の調理に要する光熱水費を他の経費から分別して算出することは極めて困難である。

ウ そうすると、被告において、本件教職員等に対し、本件諸経費を徴収することなく特例給食を提供しているとしても、特例給食に要する経費として相当な額を徴収した上で特例給食を提供しているのであるし、そもそも、特例給食は職務の対価として提供されるものでもないから、給与条例主義に反するところはない。

エ したがって、本件不徴収事実は違法ではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（本件不徴収事実は怠る事実として特定されているか）について

(1) 本件教職員等は、本件訴えにおいて、特例給食の提供を受ける教職員等のうち給食指導教職員等以外のものとして特定されているところ、特例給食の提供を受けることができる教職員等の範囲は給食費要綱2条の2において規定されており、その中から実際に特例給食の提供を受けている教職員等を抽出し、そこから給食指導教職員等を除外することにより本件教職員等に該当する者を識別することができるのであるから、本件教職員等という程度の特定であっても、違法確認の訴えにおける怠る事実の相手方としては、特定に欠けるところはないといえる。

(2) 本件諸経費は、本件訴えにおいて、本件教職員等に提供された特例給食に要する人件費及び光熱水費として特定されているところ、上記(1)のとおり、本件教職員等という程度の特定であっても違法確認の訴えにおける怠る事実の相手方としては

特定されており、本件訴えにおける特例給食はこれらの者に提供される特例給食として特定することができるのであって、これに要する人件費及び光熱水費という費目も、その経済合理的な算定可能性はひとまずおくとして、費用の内容としては他の費用と識別することができるものといえる。そうであれば、徴収を怠っている対象が本件諸経費であるとして特定されてさえいけば、徴収を怠っている本件諸経費の具体的な額が明示されていなくても、怠る事実が違法であるか否かを審理することはできるといえるから、違法確認の訴えにおける怠る事実の内容としての特定に欠けるところはないといえる。

(3) したがって、本件不徴収事実は違法確認の訴えにおける怠る事実としての特定に欠けるところはなく、他に本件訴えが不適法であることをうかがわせる事情は見当たらないから、本件訴えは適法である。

2 争点②（本件不徴収事実は違法であるといえるか）について

(1) 認定事実（括弧内掲記の証拠により認めることができる事実）

ア 区立学校における給食の調理方式等

世田谷区の給食の調理方式は、以下のとおり、自校調理方式、親子調理方式及び共同調理場方式の三つに分かれている（乙4、11）。

(ア) 自校調理方式とは、各区立学校に設置した給食室で直接調理を行う方式であり、区立小学校59校及び区立中学校14校において提供される給食がこの方式により調理されている。

(イ) 親子調理方式とは、親校において調理した給食を近隣の子校へ搬送する方式であり、区立小学校2校及び区立中学校8校において提供される給食がこの方式により調理されている。

(ウ) 共同調理場方式とは、複数の給食をまとめて調理し、各区立学校に搬送する方式であり、区立中学校7校において提供される給食がこの方式により調理されている。

イ 区立学校における児童生徒の数、教職員等の数、給食の提供数等

5 (ア) 令和3年5月1日時点における全区立学校90校（なお、90校という校数は、世田谷区立三宿中学校と三宿夜間中学校を同じ中学校として扱った場合の校数である。以下同じ。）の児童生徒の合計数は4万9906人である（乙11）。なお、令和2年5月1日時点における全区立学校90校の児童生徒の合計数は4万9063人である（乙4）。

(イ) 令和3年7月5日時点における全区立学校90校の給食（特例給食を含む。）の提供数は合計5万3853食であり、そのうち、児童生徒に提供された給食は4万9262食、教職員等に提供された特例給食は4591食である（乙12）。

10 ウ 文部科学省が公表した食にする指導の手引

文部科学省が平成31年3月に公表した「食に関する指導の手引（第二次改訂版）」（以下「食に関する指導手引」という。）には、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、併せて「学校」という。）における食に関する指導の在り方について、以下のように記載されている（乙5）。

15 (ア) 食に関する指導に係る全体計画

学校は、実態調査や教師の観察等に基づき、食に関する児童生徒の実態を把握し、児童生徒の食に関する課題を明らかにし、これに基づき、学年ごとに「食に関する指導の目標」を設定した上で、どの教科等において、いつ、誰がどのように食に関する指導を行うのか、日常の給食指導はどのように行うのか、肥満等の個別指導をどのように行うのかなどについて検討し、食に関する指導に係る全体計画を作成する。また、学校においては、全教職員の共通理解の下で、上記全体計画を確実に実施することができるようにする（乙5〔3頁及び4頁〕）。

25 (イ) 食に関する指導の体系

学校において行われるべき食に関する指導は、①教科等の時間における食に関する指導、②給食の時間における食に関する指導及び③個別的な相談指導の

三つの体系に整理することができ、それぞれにおいて留意されるべき点としては、おおむね以下の事項が挙げられる。

a ①教科等の時間における食に関する指導

各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動といった学校の教育活動全体を通して行われる必要がある（乙5〔4頁〕）。

b ②給食の時間における食に関する指導

給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、給食の献立を教材として用いた指導であり、栄養教諭による直接的な指導や資料提供を行うなど、連携を取って進めることが大切である（乙5〔223頁〕）。

なお、給食の時間に行われる指導には、このほかに給食指導があり、日々の給食指導は学級担任等が主に担うが、食物アレルギー、肥満、痩せなど児童生徒の健康状態は様々であり、偏食傾向や食事マナーの状況、食べる速度やかむ力等についても個別に指導する必要があるため、学級担任だけでなく、栄養教諭、養護教諭等が協力連携して指導に当たることで効果を上げることができる（乙5〔223頁〕）。

c ③個別的な相談指導

全教職員が児童生徒の食に関する課題を理解し、計画的、組織的に個別指導を行うことができるように、管理職のリーダーシップの下、校内の指導体制を整備することが重要であり、具体的な取組に当たっては、保健主事等が中心となり、定期的に協議の場を設け、主として食に関する課題を抱える児童生徒に関わる教職員が連携して実態の報告や指導に関する提案を行い、指導計画の作成や見直し、計画に沿った指導と評価、結果の共有を継続的に行って児童生徒の生活習慣の改善を図る必要がある（乙5〔236頁〕）。また、上記のプロセスにおいては、学級担任、養護教諭、栄養教諭、保健主事、体育主任（又は部活動担当）、スクールカウンセラー、スクールソーシャル

ワーカー、給食室、給食センター職員、学校医師、保護者等が連携を図り、適切に対応することが大切であり、児童生徒の変化や発言の中に課題が感じられるときには、特に密接に連携の上、指導の必要性や具体的な方策を検討し、速やかに個別的な相談指導を進める必要がある（乙5〔237頁〕）。

5 (2) 検討

ア 被告は、世田谷区の教育委員会として、世田谷区が処理する教育に関する事務のうち給食に関する事等を管理し、執行する立場にあるところ、給食に関する事務を処理するに当たっては、給食法2条所定の目的を達成するとともに、給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない、そのために給食をどのように実施し、給食の実施を通じた教育的な効果をどのようにして図っていくかについては、関連法令の定め等からは一義的に明らかではないことからすると、被告において、世田谷区における給食の供給態勢、児童生徒の抱える食に関する課題や各学校における食に関する指導の在り方その他諸般の事情を総合的に考慮した上で、合目的的に決定する必要がある。

10
15 他方で、給食の実施に当たっては、そのために要する経費を徴収する必要があるところ、給食法、給食法施行令には、給食の実施に要する費用のうち施設設備費及び一定の給食運営費（人件費及び修繕費）については義務教育諸学校の設置者の負担とし、その他の費用は保護者の負担とすること（前記第2の1(2)エ）のほか、費用の負担について手掛かりとなる規定がないことからすると、これらの規定から一義的に定まるもののほか、給食の実施に要する経費を誰からどの程度、どのように徴収すべきかについては、給食費の徴収事務について世田谷区長から権限の委任を受けた被告において、世田谷区における給食及びこれに伴う教育的な指導の実施状況等を踏まえ、個々の給食との関連性や費用の経済合理的な算定可能性、公平性等を考慮して合目的的に決定する必要がある。

20
25 そうすると、給食をどのように実施し、給食の実施を通じた教育的効果をどのように図っていくか、そのための費用のうち関連法令から一義的に定まるものの

ほか、誰からどの程度、どのように徴収するかという点については、被告の合理的な裁量に委ねられており、その裁量権の範囲の逸脱又は濫用がない限り、違法の問題を生ずることはないというべきである。

5 イ 以上を前提に検討すると、区立学校においては食に関する指導の手引に従った指導がされているものと推認されるところ、同指導においては、学年ごとに「食に関する指導の目標」を設定した上で「食に関する指導に係る全体計画」を作成し、全教職員の共通理解の下で上記全体計画を確実に実施することとされており、給食指導だけでなく、教科等の時間における食に関する指導、給食の時間における食に関する指導及び個別的な相談指導という三つの体系から成る食に関する指導を組織的に行うこととされている（前記(1)ウ）。そして、こうした食に関する指導が個々の児童生徒の置かれた状況に応じて効果的に行われるためには、学級担任等の給食指導教職員等だけではなく、養護教諭、栄養教諭、保健主事、体育主任（又は部活動担当）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、給食室、給食センター職員、学校医師その他の全教職員等が連携することが重要であり、かつ、給食法2条所定の目的にもかなうものといえることができる。このような観点からすると、特例給食は、教職員等がその勤務する区立学校における児童生徒が喫食する給食に相当する飲食物を実際に喫食することを通じて、児童生徒の置かれている食に関する状況についての認識を共有し、給食を活用した食に関する指導を学校全体で連携して効果的に行うことに資するものであり、給食指導教職員等に限らず、その提供を受ける全ての教職員等との関係で、児童生徒に提供される給食と一体的に実施されるべきものとして位置付けることができるものといえる。

25 これらのことからすれば、被告において、特例給食に要する経費の負担につき、児童生徒に提供される給食に要する経費の負担と同様の取扱いとすることは、その裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものということとはできない。

ウ そこで、児童生徒に提供される給食に要する経費の負担についてみると、給食

法及び給食法施行令により、そのうちの人件費については義務教育諸学校の設置者の負担とすることとされており、光熱水費についても、関連通達によれば、義務教育諸学校の設置者の負担とすることが望ましいこととされている（前記第2の1(3)）。

5 (ア) 児童生徒に提供される給食に要する経費のうち、まず、人件費については、給食の提供量に関わらず固定的に発生するものであり、給食を実施すべき責任のある義務教育諸学校の設置者において、給食の供給能力を維持するために負担すべき費用としての側面があることからすれば、これを義務教育諸学校の設置者の負担とし、給食の提供を受ける者の負担に転嫁しないこととすることには合理性があるといえる。

10 (イ) また、光熱水費についても、食材費のように個々の給食に関連付けることができる費用とは異なり、給食の提供量に関わらず固定的に発生する部分もあるところ、同部分については、人件費と同じく、義務教育諸学校の設置者の負担とすることが望ましいといえることに加え、光熱水費のうち給食の提供量によって発生額が変動し得る部分についても、その算定の環境等によっては、給食に要した費用をそれ以外の用途に要した費用から経済合理的に区分して算定することが不可能又は著しく困難な場合も十分に想定されることなどからすれば、給食に要した費用以外の費用を給食の提供を受けた児童生徒の保護者に転嫁することがないようにするため、地域間の公平性等にも配慮して、光熱水費を一律に義務教育諸学校の設置者の負担とすることが望ましいとした関連通達の定めは合理的なものといえることができる。

15 20 25 実際には、区立学校において実施される給食は、三種の異なる調理方式により提供されているところ（前記(1)ア）、大多数を占める自校調理方式又は親子調理方式を採用する区立学校において、学校設備全体の運営に要する光熱水費のうち校内の給食室で要したものとそれ以外の設備で要したものとを分別して算定した上で、さらに、前者のうち給食の提供に要した部分のみを他と区別し

て経済合理的に算定することは一般に不可能又は著しく困難であるといえ、児童生徒に提供される給食の1日当たりの数が約5万食（前記(1)イ）に上る世田谷区において、これと別異に解すべき事情は見当たらない。また、給食の実施に要する光熱水費を含む光熱水費の総額を何らかの基準により個々の給食に配賦するとしても、給食に要した費用の実際額を超えて給食の提供を受ける児童生徒の保護者に費用を転嫁することは避けるべきであるとの要請を満足することができるような適切な配賦基準を見いだすには、光熱水費の発生する場所やその態様等についての詳細な調査を相当の規模で実施しない限り、不可能又は著しく困難であるというほかないところ、世田谷区において、光熱水費を給食費に含めて徴収しなければ給食を実施することができないような財政状況にあることを裏付ける事情は全証拠を総合しても見当たらない。

(ウ) これらのことからすれば、被告において、児童生徒に提供される給食に要する経費のうち、人件費のみならず、光熱水費についても、児童生徒の保護者から徴収すべき給食費に含めないこととするとは十分な合理性を有するから、前記イを踏まえ、特例給食に要する経費の徴収についても、同様の取扱いとすることは、被告の裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものということとはできない。

エ 以上より、被告において、給食費規則6条、3条、給食費要綱3条3項に基づき、本件教職員等から徴収すべき特例給食の実施に要する経費を、給食の提供を受ける児童生徒の保護者が負担する給食費と同額とし、本件教職員等から本件諸経費を徴収しないこととするとは、その裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものであるはいえない。そして、そうである以上、本件教職員等は、特例給食について合理的に定められた経費を納付の上、特例給食の提供を受けていることになるから、本件教職員等に対して本件諸経費を徴収することなく特例給食を提供することは、条例に基づかずに地方公務員に有価物を支給することには当たらず、給与条例主義に反することもない。

また、他に、本件不徴収事実が違法であることをうかがわせる事情は、全証拠を総合して認めるに足りない。

オ したがって、本件不徴収事実は違法ではあるとはいえない。

第4 結論

- 5 よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

市原義孝 

裁判官

依田吉人 

裁判官

伊藤嘉恵 

これは正本である。

令和4年3月23日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 小林卓也

